



平成18年 5月17日

各 位

会 社 名 アテナ工業株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長
役 職 名 下野利昭
(JASDAQ コード番号 7890)
問 い 合 せ 先 取 締 役
管理本部長 広瀬英紀
T E L 0575-24-2424

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、平成18年5月1日の会社法施行に伴う内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が、法令・定款に適合するよう次のコンプライアンス体制を構築する。

- (1) 当社は、取締役および使用人の企業倫理意識等の浸透を図るため、これを推進する「コンプライアンス委員会」を設置する。
- (2) 当社は、取締役および使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため、コンプライアンスマニュアル等により、研修を実施し、効果を挙げる。
- (3) 当社は、法令遵守の観点から、取締役および使用人が、法令違反行為が行われ、また行われようとしていることに気づいたときに、相談・通報する制度を設ける。

2. 損失の危険の管理に関し、「危機管理委員会」を構築する。

当社は、「リスク管理規程等」により、各部署のリスク（環境災害、業務運営等）を管理する統括責任者を定め、当社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を確保する。

3. 取締役の職務執行の効率性確保のための体制を構築する。

取締役の合理的な「職務分掌」、チェック機能を備えた「職務権限規程」を定める。また、業務の適正を確保するため、ガバナンス体制・内部監査体制の確保を図り、各部署を対象とした内部監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項。

取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程により保存する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築する。

子会社のリスク情報の有無を監査するため、当社監査役と十分な情報交換を行い管理する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室の社員および管理本部所属の社員に監査業務に必要な事項を命ずることが出来るものとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた社員はその命に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7．監査役（会）に対する報告は法令の規定事項の他、次の事項とする。

- (1) 当社全体に重大な影響・損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは当該事実に関する事項
- (2) 当社の取締役および使用人が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行う恐れがあると考えられるときはその旨
- (3) 内部監査室長は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況および当社全体の内部統制に関する活動状況
- (4) 監査役（会）から業務執行に関する事項の説明を求められた取締役および使用人は、速やかに当該事項を報告する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を構築する。

- (1) 監査役は、取締役会はもとより、当社の重要な会議に出席する。
- (2) 「監査役監査基準」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

以 上